

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 地籍調査の成果について認証した件二件 二二三
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 二二三
 - 道路の区域を変更する件七件 二二三
 - 道路の供用を開始する件二件 二二五
 - 公 告**
 - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二二六
 - 落札者を決定した件二件 二二六

告 示

福島県告示第三百四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和二年四月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 調査を行った者の名称
南会津町
- 二 成果の名称
南会津郡南会津町大字永田の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第三百五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、伊達市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和二年四月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 調査を行った者の名称
伊達市
 - 二 成果の名称
伊達市梁川町の一部の地籍図及び地籍簿
- （農村計画課）

福島県告示第三百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、表郷土地改良区から令和二年四月八日付けで申請のあった定款の変更について、同月十四日認可した。

令和二年四月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）

福島県告示第三百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、鹿島町土地改良区から令和二年三月三十一日付けで申請のあった定款の変更について、同月十四日認可した。

令和二年四月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）

福島県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和二年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年四月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小名 浜四倉線	いわき市小名浜下神白 字館ノ腰六番一地先か ら	変更前 の変更後	八・六〇 六八・〇	一九〇・五
	同 市永崎字町田一 八番一地先まで	変更後	八・六〇 二二・六	一九〇・五

福島県告示第三百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和二年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年四月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道喜多方会津坂下線	喜多方市豊川町一井字 釈迦堂二六九五番七地 先から 同 市豊川町沢部字 前田三九五番地先まで	変更前	七・〇〇	五四八・〇
		変更後	一一・〇〇 二二・〇〇	

(道路計画課)

福島県告示第三百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年四月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道小野富岡線	双葉郡川内村大字下川 内字宮ノ下五九番三地 先から 同 郡同 村大字下川 内字坂シ内一三三番五 地先まで	変更前	六・四〇 一〇・三〇	一、七〇〇・〇
		変更後	六・七〇 一〇・三〇 一一・五〇	

福島県告示第三百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和二年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年四月二十一日

令和二年四月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道会津若松三島線	大沼郡三島町大字大谷 字滝和二九〇七番一 地先から 同 郡同 町大字宮下 字上ノ山二九六五番三 地先まで	変更前	六・五〇 九四・〇〇	一、一〇五・〇 九三七・〇
		変更後	六・五〇 九四・〇〇 一〇・二〇 六七・〇〇	

(道路計画課)

福島県告示第三百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和二年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年四月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道小野富岡線	双葉郡川内村大字下川 内字宮ノ下五九番三地 先から 同 郡同 村大字下川 内字坂シ内一三三番五 地先まで	変更前	六・四〇 一〇・三〇	一、七〇〇・〇
		変更後	六・七〇 一〇・三〇 一一・五〇	

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町 二本松線	二本松市戸沢字熊ノ久 保一〇三番地先から 同 市針道字後花ヶ 作四九番一地先まで	変更前 A 四・五〇 二一・九 九・五〇 三九・九 変更後 B 九・五〇 三九・九	敷地の幅員 (メートル) A 四・五〇 二一・九 九・五〇 三九・九 B 九・五〇 三九・九	延 長 (メートル) 六五九・五 六二二・五 六二二・五

(道路計画課)

福島県告示第三百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年四月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道鹿島 日下石線	相馬市大字赤木字西山 田一四五番二地先から 同 市大字赤木字赤木 九四番一地先まで	変更前 A 三・六〇 一八・九 変更後 A 三・六〇 一八・九 B 一一・七〇 三三・九	敷地の幅員 (メートル) A 三・六〇 一八・九 B 一一・七〇 三三・九	延 長 (メートル) 一一・二一一・一 一一・二一一・一 一、一三〇・三

(道路計画課)

福島県告示第三百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年四月二十一日

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道上戸 渡広野線	双葉郡広野町大字上浅 見川字平鈴一番四一 地先から 同 郡同 町大字上浅 見川字平鈴一番六六 地先まで	変更前 四・七〇 二一・四 変更後 四・七〇 一四・〇	敷地の幅員 (メートル) 四・七〇 二一・四	延 長 (メートル) 三二二〇・〇 三二二〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和二年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年四月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小名浜四倉線	いわき市小名浜下神白字館ノ腰六 番一地先から 同 市永崎字町田一八番一地 先まで	令和二年四月二二日

(道路計画課)

福島県告示第三百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年四月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

公告

路線名	県道上戸渡広野線	供用開始の区間	双葉郡広野町大字上浅見川字平鈴 一番四一地先から 同郡同町大字上浅見川字平鈴 一番六六地先まで	供用開始の期日	令和二年四月二日
-----	----------	---------	--	---------	----------

(道路計画課)

公告第八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、田村市から田村三春小野都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和二年四月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第81号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年4月21日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県全戸配布広報誌 予定数量 4,146,000部
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年4月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社阿部紙工 福島県福島市庄野字柿場1番地の11
- 5 落札金額
1部あたり7.30円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年2月21日

(入札用度課)

公告第82号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年4月21日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
空港用高速スノーパ除雪車（自走式） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年3月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社加藤製作所 東京都品川区東大井一丁目9番37号
- 5 落札金額
77,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年2月4日

(入札用度課)